

鳥教学第5940号
令和4年7月25日

保護者様

鳥栖市教育委員会
教育長 天野昌明

新型コロナウイルス感染症に係る
濃厚接触者及び要待機者の待機期間の変更について（お知らせ）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、オミクロン株の感染急拡大が確認された場合の濃厚接触者及び要待機者の取扱等について、国と県の方針の変更に基づき、本市におきましても、本日付けで下記のとおり対応の変更を行いましたのでお知らせいたします。ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

記

1 変更点

- ・ **濃厚接触者**の待機期間が**7日間から5日間（6日目に解除）**に変更されます。
- ・ **要待機者**の待機期間が**5日間から3日間（4日目に解除）**に変更されます。
- ・ 濃厚接触者は**7日目**、要待機者は**5日目**まで、毎日体温測定を測って健康観察をし、こまめな手洗いなど基本的な感染対策を徹底してください。
- ・ 濃厚接触者、要待機者ともに、**2日目及び3日目に抗原検査キット（薬事承認を受けた検査キット）**を用いた検査で陰性を確認した場合は、**3日目から解除**が可能です。
- ・ 令和4年7月22日時点で濃厚接触者、及び要待機者である方にも適用されます。

2 留意点

- ・ 「要待機者」は佐賀県独自の対応であり、保育所・学校、事業所等で「濃厚接触の可能性がある」と判断された方を指します。
- ・ 濃厚接触者（要待機者）の待機期間は、陽性のご家族が発症した日か、マスク着用や手洗い、消毒の実施、物の共用を避ける、隔離を行うなどの感染対策を始めた日を「0日」として、いずれか遅い方から**5日間（3日間）**となります。
- ・ 2日目及び3日の検査を行う場合、医療機関での検査及び薬局等での無料検査を受けることはできませんので、各自で抗原検査キットを入手してください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関わるお休みは「出席停止」とし、欠席扱いになりません。
- ・ 詳しくは【別紙1】をご覧いただき、ご不明な点は学校へご連絡ください。